

新中学校通学方法等について

R2.12.21 第13回下田市立学校統合準備委員会

1 これまでの市の方針（平成29年8月下田市政策決定）

（1）通学方法検討の考え方

新中学校への通学距離

①概ね2km未満	= 徒歩	
②概ね2km超え4km未満	= 徒歩又は自転車利用	
③概ね4km超える	= 路線バス利用	
④概ね4km超えるが、路線バス等が利用できない	= スクールバス利用	

（2）通学に関する補助等（現時点における市の決定事項）

- ①自転車（電動アシスト付自転車含む）ヘルメット購入費補助・損害賠償保険補助【市独自補助】
 - ・購入費補助 ⇒ 上限額：自転車 40,000円・ヘルメット 2,000円 補助率 1/2（3年間に1回）
 - ・損害賠償保険補助 ⇒ 上限額：1,000円 補助率 1/2（1年間に1回）
- ②通学補助 ⇒ 定期券の現物支給(全額補助)【4km～6km分：市独自補助】
- ③スクールバス購入 ⇒ コミュニティバス運行路線沿線(須原・宇土金・箕作・相玉等)に2台想定。

2 新たな方針案について

（1）新たな方針案の考え方

新中学校への通学距離

①概ね2km未満	= 徒歩	
②概ね2km超える	= 徒歩・自転車・路線バス	
③概ね2km超えるが、路線バス等が利用できない	= スクールバス利用	

※稲椋小学校学区全域をスクールバス（マイクロ2台想定）

（2）通学に関する補助等

- ①自転車通学費補助・雨天時路線バス回数券補助・損害賠償保険補助【市独自補助】
 - ・通学費補助 ⇒ 3年間で42,000円（年度途中での通学方法変更等に対応するため）
 - ※学期ごと支給(1・2学期：5,000円、3学期：4,000円) 年間14,000円
 - ・回数券補助 ⇒ 回数券実費相当額
 - ・損害賠償保険補助 ⇒ 上限額：1,000円 補助率 1/2（1年間に1回）
- ②通学補助 ⇒ WD定期券の現物支給（土日休日1乗車100円に対しても補助）
 - ※実質的にはこれまでと同様(土日休日部活等も含め、全て補助)【2km～6km分：市独自補助】
- ③スクールバス購入 ⇒ 稲椋小学校学区全域にマイクロバス2台想定。

3 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容	備 考
R2.12	PTA 会長ヒアリング①	PTA 会長、学校教育課
	第13回下田市立学校統合準備委員会	通学関係経過報告
R3.1	7小学校区ヒアリング①	PTA 役員、学校関係者、統合政策課、建設課、防災安全課、学校教育課等
	交通事業者ヒアリング①	交通事業者、統合政策課
	道路管理者等ヒアリング①	下田土木事務所、下田警察署、建設課、防災安全課
	公共交通学識者経験者ヒアリング①	日本大学理工学部藤井敬宏教授
	学校再編庁内プロジェクトチーム①	統合政策課、建設課、防災安全課、学校教育課
R3.2	7小学校区ヒアリング②	PTA 役員、学校関係者、統合政策課、建設課、防災安全課、学校教育課等
	交通事業者ヒアリング②	交通事業者、統合政策課
	道路管理者等ヒアリング②	下田土木事務所、下田警察署、建設課、防災安全課
	公共交通学識者経験者ヒアリング②	日本大学理工学部藤井敬宏教授
	学校再編庁内プロジェクトチーム②	統合政策課、建設課、防災安全課、学校教育課
	PTA 会長ヒアリング②	PTA 会長、学校関係者、学校教育課
R3.3	第14回下田市立学校統合準備委員会	新たな方針案・通学に関するルール等承認
R3.4以降	学校再編保護者説明会	新たな方針案・通学に関するルール等説明

※R3.4以降も通学に関するルール等、継続して協議していく予定。

4 ヒアリングにおける協議・検討について

新たな方針案に基づき、以下の点について、7小学校区においてヒアリングを行い、協議・検討。

(1) 通学方法ごとの詳細を具体的に検討

〔協議・検討事項〕

- ・保護者送迎を原則禁止とするための施策の検討
- ・新中学校の日課表等に応じた路線バス通学ダイヤ調整、スクールバス運行計画策定(稲梓小学校区) 鉄道利用(稲生沢小学校区)の検討
- ・自転車通学者における通学路設定 等

(2) 通学路危険箇所の把握とその対策(ハード・ソフト)

〔協議・検討事項〕

- ・通学路危険箇所の把握とその対策の検討
- ・防犯、鳥獣対策 等

(3) 道路管理者との協議及び公共交通の視点を取り入れた検討

- ・上記①、②から出た課題等に対して、道路管理者、交通事業者等との協議、検討。